

軽油引取税納付申告書

(令和 年 月 日 ~ 月 日分)

受付印

令和 年 月 日

大阪府なにわ北府税事務所長 殿

事業者コード	事務所コード	処理区分	予備	整理番号
		00		
発信年月日		申告年月日		
通信日付印	確認印			

※処理事項

個人番号又は法人番号											(右詰で記載)	
納税者の氏名又は名称											この申告に应答する係及び氏名並びに電話番号	(電話)
納税者の住所又は所在地												

令和 年 月分

課税の区分	数 量		課税の区分	数 量			
(ア) 特約業者又は元売業者が燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合	販売した燃料炭化水素油の数量	①	(オ) 特別徴収義務者が軽油を自ら消費した場合	消費した軽油の数量	⑩		
	控除分	①のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量		②	⑩のうち免税用途に供した軽油の数量(免税用途)	⑪	
		①のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量		③	⑩-⑪のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量	⑫	
	差 引 計	①-②-③		(ア)	差 引 計	⑩-⑪-⑫	
(イ) 石油製品販売業者が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合	販売した軽油又は燃料炭化水素油の数量	④	(カ) 特別徴収義務者以外の者が軽油を製造してその軽油を自ら消費し又は他の者に譲渡した場合	譲渡した軽油の数量	⑬		
	控除分	④のうち譲渡の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量		⑤	消費した軽油の数量	⑭	
		④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量		⑥	控除分	⑭のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量	⑮
		④のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量		⑦	⑭のうち既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量	⑯	
	④のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量	⑧	差 引 計	⑭-⑮-⑯	(カ)		
(ウ) 自動車の保有者が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合(道路を運行した分に限る。)	消費した炭化水素油の数量	⑨	(ケ) 特別徴収義務者以外の者が軽油を輸入した場合	消費又は譲渡した軽油の数量	⑰		
	控除分	⑨のうち消費の承認を受け又は自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量		⑩	控除分	⑰のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量	⑱
		⑨のうち消費の承認を受け又は自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量		⑪	⑰のうち既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量	⑲	
	差 引 計	⑨-⑩-⑪		(ウ)	差 引 計	⑰-⑱-⑲	(ケ)
(エ) 特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有していた場合(引渡しを行った軽油につき、現実の納入が行われていない場合を含む。)	所有に係る軽油の数量	⑫	合 計	(ア) + (イ) + (ウ) + (エ) + (オ) + (カ) + (キ) + (ク) + (ケ)	㉑		
	控除分	⑫のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量	⑬	納付すべき軽油引取税額	15 円 × ㉑		
		⑫のうち元売業者が納期限までに他の元売業者に引き渡した軽油の数量	⑭		円		
	差 引 計	⑫-⑬-⑭-⑮	(エ)				

添付免税証  
枚 ( リットル分)